

平成30年度第3回

茨城県都市計画審議会議事録

日 時 平成31年3月26日(火) 午後1時30分から
場 所 水戸市笠原町978番6
茨城県庁舎11階 1102 共用会議室

I 会議の日時及び場所

- 1 日時 平成31年3月26日(火)
午後1時30分から午後2時20分まで
- 2 場所 水戸市笠原町978番6
茨城県庁舎11階 1102共用会議室

II 出席した委員の氏名及び欠席した委員の氏名 別記名簿のとおり

III 議題 別記付議案一覧のとおり

IV 委員の変更 県議会の議員について川津隆委員、石井邦一委員に委嘱したことが報告された。

V 議事

- 1 議事の公開
都計諮問第6号及び第7号の公開が決定された。
- 2 議事録署名人の指名
議長から議事録署名人として中崎委員と葉梨委員が指名された。
- 3 議案審議
都計諮問第6号 「日立都市計画 区域区分の変更」
都計諮問第7号 「研究学園都市計画事業 島名・福田坪一体型特定土地区画整理
事業の事業計画の変更に係る意見書について」

【都計諮問第6号 「日立都市計画 区域区分の変更」】

○議長

それでは、本日の審議を始めたいと存じます。都計諮問第6号につきまして、事務局から説明願います。

.....

○事務局

都市計画課でございます。よろしくお願いいいたします。

それでは、都計諮問第6号 日立都市計画区域区分の変更について、ご説明させていただきます。

資料は、お手元の付議案の都計諮問第6号、図面は別冊となっております付議案図面1ページでございます。

本案件は、常陸太田市で計画が進められている常陸太田市東部地区の開発に向け、現在、

市街化調整区域である本地区を市街化区域へ編入するものでございます。これにあわせて、土地区画整理事業、用途地域、地区計画、公共下水道、公園の5件の関連案件につきまして、常陸太田市において同時に都市計画を決定、変更するものであります。

詳細につきましては、正面スクリーンを使用してお説明いたします。

本案件が位置しております日立都市計画区域は、県北部の日立市と常陸太田市の各一部で構成する区域でございます。

次に、位置関係でございます。

日立都市計画区域において、鉄道については、JR常磐線及びJR水郡線が供用されております。道路については、日立市側で常磐自動車道や国道6号、国道245号、常陸太田市側では国道349号、国道349号バイパスが供用されております。

また、区域を東西に横断する国道293号が供用され、国道293号バイパスの整備も進められており、常陸太田市と日立市を結ぶ市道0139号線の整備が予定されております。

今回、市街化区域に編入いたしますのは、赤色で示しております常陸太田市東部地区、約28.9ヘクタールの区域でございます。

常陸太田市東部地区は、既存の市街地と国道349号バイパスの間に位置している赤色の地区でございます。

本地区の開発は、国道349号バイパスの4車線化、国道293号バイパスの一部開通に加え、日立市と本地区を結ぶ市道0139号線の整備が予定され、広域的な交通網の整備が進展し、利便性のさらなる向上が見込まれることから、商業・業務拠点創出のため、計画が進められてきております。

本地区の市街化区域への編入につきましては、平成27年度に実施した第7回都市計画定期見直しに係る国との協議において、市街地開発事業等の実施が確実になった時点で随時市街化区域への編入を行うこととされております。

その後、関東農政局等の関係機関との協議が整い、また関係地権者の3分の2以上の同意が得られるなど、組合施行による土地区画整理事業の実施の見通しが明らかになったことから、今回、市街化区域に編入するものであります。

なお、今回の区域区分の変更では、商業系の用途を想定しており、商業フレームの中の拡大となります。お手元の付議案には人口フレームを記載しておりますが、人口フレームについての変更はございません。

こちらは、本地区の航空写真であります。赤枠で示した区域が常陸太田市東部地区でございます。区域内は、ほとんどが水田となっております。既存の建築物は、黄色点線で示しております保育園がございます。

次に、常陸太田市東部地区にかかる上位計画についてご説明いたします。

平成28年5月に告示いたしました日立都市計画、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、いわゆる区域マスタープランにおいては、国道349号バイパス沿道など、計画的な都市的土地利用を図る必要がある地域については、農林漁業との健全な調和を図りつつ、市街化区域への編入や地区計画制度等の活用を検討することが位置づけられております。

また、平成21年3月に策定された常陸太田市都市計画マスタープランにおいては、国道349号バイパス西側については、将来的に市街化への条件が整った段階で地区計画等の制度を活用し、市街化を図ることが位置づけられております。

続きまして、本案件と同時に常陸太田市が決定する都市計画について、概要をご説明いたします。

まず、土地区画整理事業の決定でございます。

常陸太田市では、上位計画との整合を図りながら、本地区において土地区画整理事業の計画を進めてまいりました。平成27年12月に土地区画整理組合設立準備会が設立され、平成30年12月に組合設立準備会と業務代行予定者との間で、常陸太田市東部地区の土地区画整理事業推進に関する基本協定を締結しております。また、関係機関との協議が整ったことなどから、市が組合施行の土地区画整理事業の決定を行うものであります。

次に、本地区の土地利用計画の案につきましてご説明いたします。

ピンク色で示しております商業用地につきましては、大型スーパーマーケットやホームセンターを核とし、衣料用品等の各種専門店などの立地を想定しております。オレンジ色で示しております業務用地には、観光型生産加工施設や娯楽施設、自動車関連施設などの立地を想定しております。

また、公共施設として、地区内には公園や調整池等を配置いたしますほか、灰色で示しております道路につきましても、街区構成や利便性を考慮し、配置する計画としております。

なお、土地区画整理事業の施行面積は、市街化区域への編入面積28.9ヘクタールから、既存の保育園敷地など2.8ヘクタールを控除した約26.1ヘクタールとなっております。

次に、用途地域の変更でございます。

用途地域につきましては、産業の振興と新たな商業・業務拠点を形成するため、市街化区域へ編入する約28.9ヘクタールを準工業地域に指定いたします。

次に、地区計画の決定でございます。

商業・業務拠点の形成という目的と周辺環境に配慮した土地利用の誘導などを図るため、住宅等の建築物の用途制限や、道路境界や敷地境界からの壁面位置の制限などを定める地区計画、約28.9ヘクタールを決定するものでございます。

次に、公共下水道の変更でございます。

常陸太田市東部地区から発生する汚水につきましては、常陸太田市公共下水道を介して那珂久慈流域下水道へ流入させ、県が管理、運営を行う那珂久慈浄化センターで適正な処理を図ることとしております。

都市の健全な発展と公衆衛生の向上に寄与するとともに、久慈川を初めとする公共用水域の水質保全に資するため、市街化区域に編入する約29ヘクタールを市公共下水道の排水区域に編入し、汚水、雨水ともに排水区域を775ヘクタールから約804ヘクタールに変更するものでございます。

次に、公園の変更でございます。

都市の環境保全、景観、屋外レクリエーションや大規模災害時における避難場所、物資の集積場の機能などの観点から、近隣公園、約1.8ヘクタールを追加するものでございます。

公聴会及び縦覧手続につきましては、県決定案件である区域区分の変更につきまして、平成30年9月に都市計画素案の閲覧とともに公述の受け付けを行ったところ、公述の申し出はございませんでした。

また、平成31年1月17日から31日までの2週間、都市計画案を公衆の縦覧に供しました

が、意見書の提出はございませんでした。

なお、市決定案件につきましても同時に手続を行いました。こちらにつきましても公述の申し出及び意見書の提出はございませんでした。

常陸太田市の決定案件につきましては、平成31年3月4日に開催された常陸太田市都市計画審議会において、原案のとおり可決答申されております。

最後になりますが、都市計画法第18条の規定により、本案件の関係市である常陸太田市に意見を求めたところ、異存はない旨の回答をいただいております。

都計諮問第6号の説明は以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

それでは、委員の皆様からのご意見、ご質問等をお受けしたいと思っております。お気づきの点ございますでしょうか。

○A委員

30ヘクタール近いということで、人口減少がいろいろなところで進んでいる中で、かなり大胆なお話かなというふうに伺ったんですけれども、幾つかちょっと確認させていただければと思うんですが。

まず最初に、時間的なことですね。この区画整理等の取り組みがどういう時間のスケジュールでこれから進んでいくのかということと、あと、関連する国道293号バイパスとか市道0139号線とか、そのあたりの周りのインフラ整備との時間的な対応の関係とか、まだ先のことなので完全に確定したとは言えない部分も多いかと思いますが、そのあたりの時間的なことを、まず最初に教えていただけますか。

○事務局

まず一つに、区画整理事業の今後の進め方についてですけれども、今回の可決答申いただいた場合ですが、都市計画の決定の告示後に、組合のほうから組合設立の認可の申請が上がってくる予定となっております。

その後、造成工事等に着手の予定でして、平成35年を目途に造成工事を完了させて、36年度に換地処分ということで土地区画整理事業を進めていきたいということで伺っております。

あと、市道の整備につきましては、市の事業でございますけれども、県のほうで受託して進めることとしてございます。平成36年度の完了を予定しているということでございます。

○A委員

国道は。

○事務局

国道293号バイパスの整備状況ですけれども、国道349号から西側のほうを現在整備中ということで聞いてございます。

あと、残っている349号からはたそめ団地の区間については、事業化に向けて検討している段階だということでご伺っております。

○A委員

道路インフラが、大体対応して時間的に来るというようなことかなと思いますが、あと、やっぱり一番気になるのは、これだけの例えば商業施設とかがここに来たときに周囲にどういう影響があるかというふうな議論とか、そのあたり何かお聞き及びのことがあれば教えていただきたいんですが。やっぱり影響がかなりあると思いますので、いろいろな中活事業とのかかわりとか、そのあたりもあるかと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局

一つに、常陸太田市の既存の商業施設ですね、その辺の影響がどうかというところかと思えます。そこについては、地元の商工会であったり、市のほうであったり、そういうところが連携しながら取り組んでいくということで聞いておまして、この地区への既存の商業店舗などの進出等も検討されているということです。

市としては、今回計画している区域、あと既存の鯨ヶ丘と駅周辺、そこ三つを拠点として位置づけて、連携させながら全体のにぎわいを創出していきたいということで伺っているところです。

○A委員

ありがとうございます。私も常陸太田市の発展を望んでいる者なので、そこを余りどうこう言うつもりはないんですが、常陽地域研究センターが以前、商圈の調査とかされていたのをずっと追いかけていると、やっぱり常陸太田市さんから水戸のほうにかなり、何というか、買い物というか、逃げているので、こういうことで結構、常陸太田が取り戻すということは十分できるのかなとも思うんですが、ただ、県北の本当の里美とかあちらのほうからの流出というのも結構こちらに向かってあるので、だから、その市の中のバランスとか、そういうところもよく考えて調整いただいているんだと思うんですが、中長期的に結構大きなインパクトがあるものだと思うので、そのあたりはちょっと注意して、中で議論して進めていただければなというふうに思います。すみません、コメントで、お答えは結構です。

○議長

ありがとうございました。

ほかに何かお気づきの点ございますでしょうか。

○B委員

既存の保育園があるということで、これはこの先、この区域の中では、基本的には立地できない区域になってしまうんですか。この先、例えば保育園のまま継続するということができなくなるということもあるわけですか。

○事務局

いえ、特にそういったことはなく、このままということです。

○B委員

用途的に、それは問題なく継続できるということです。

○事務局

はい。

○B委員

そうですか、はい、わかりました。

そうしますと、保育園の性質上、その子供たちが当然いらっしゃって、そこに集う父兄

の方たちもいらっしゃって、にぎわい施設が周りにできるということで、その辺との安全性というんですかね、その辺のことというのは、そんなには問題にはならないというふうに考えてらっしゃるんでしょうか。

○事務局

今回の商業施設が立地するところの外周道路に面する形にはなるんですけれども、そこは当然、交通管理者も含めて、十分に交通の流れとか、安全性については考慮しながら進めていただけるものというふうに理解しております。

○B委員

わかりました。結構です。ありがとうございました。

○議長

ほかに何かございますでしょうか、お気づきの点。
よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長

特にご意見がほかにないようでしたら、都計諮問の第6号につきましては、原案のとおり可決ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

ありがとうございます。ご異議なしと認め、都計諮問第6号につきましては原案のとおり可決とさせていただきます。

【都計諮問第7号 「研究学園都市計画事業 島名・福田坪一体型特定土地区画整理事業の事業計画の変更に係る意見書について」】

○議長

それでは続きまして、都計諮問第7号につきまして、事務局から説明を願いたいと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

○事務局

産業戦略部立地推進局土地販売推進課でございます。よろしくお願いいたします。

都計諮問第7号 研究学園都市計画事業 島名・福田坪一体型特定土地区画整理事業の事業計画変更に係る意見書について、ご説明いたします。

付議案につきましては、お手元の付議案2ページをごらんください。

また、事業概要、位置図、変更箇所図、意見に対する施行者の見解、意見書の写しをとじた黄色い表紙の参考資料をご用意しておりますので、あわせてごらんいただければと思います。

それでは、スクリーンを用いましてご説明させていただきます。

まず初めに、本日説明させていただきます内容とその順序についてご説明いたします。

最初に、審議会への付議についてと都市計画変更手続の流れをご説明いたします。続きまして、事業地区の概要及び事業計画変更内容についてご説明いたします。次に、付議案についてご説明させていただき、最後に、意見書の要旨及び施行者の見解についてご説明させていただきます。

それではまず、本審議会に付議することについてご説明いたします。

土地区画整理法第55条、事業計画の決定及び変更の規定において、事業計画を定めようとする場合は、事業計画を2週間、公衆の縦覧に供さなければならないとされております。

また、利害関係者は縦覧された事業計画について意見がある場合、縦覧期間満了日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、知事宛て意見書を提出することができることされており、意見書の提出があった場合は、県の都市計画審議会に付議しなければならないとされております。

今回、意見書の提出があり、内容等を確認したところ、法第55条第2項の規定にあります意見書の提出者が事業の利害関係者であること、意見がその事業計画変更に関するものであること、意見書が提出期間内に提出されたものであること、意見書の内容が都市計画に定められた事項でないことという、こちらにお示しした四つの項目に合致するため、本審議会に付議させていただくこととなりました。

続きまして、計画案の縦覧以降の事業計画変更決定までの流れをご説明いたします。

意見書の提出があった場合は、本審議会に付議し、意見書の内容を審査していただくこととなります。意見書を採択すべきと議決された場合は、事業計画に必要な修正を加え、再度縦覧に供することとなります。また、意見書を採択すべきでないとして議決された場合は、その旨を意見書提出者に通知し、国交大臣の認可後、事業計画変更の決定となります。

今回、平成31年1月11日から1月24日までの2週間、事業計画変更案の縦覧を行いました。その後、平成31年2月7日まで意見書の提出を受け付けたところ、1名の方から1通の意見書の提出がありましたことから、本審議会に付議するものでございます。

それでは、付議案の説明に先立ちまして、今回の対象地区であります島名・福田坪一体型特定土地区画整理事業について、簡単にご説明させていただきます。

本事業は、県内で8地区あるつくばエクスプレス沿線開発地区の1地区で行っている事業であり、つくばエクスプレスのつくば駅から二駅目の万博記念公園駅を中心に、茨城県が事業主体となって整備を進めている事業となっております。

周辺の状況といたしましては、地区のほぼ中央を圏央道が横断しており、西側の上河原崎・中西地区にはスマートインターチェンジが予定されているなど、将来的には鉄道だけでなく、道路網としての利便性も高い地区となっております。

続きまして、現在の島名・福田坪地区の事業概要、こちらについてご説明いたします。

施行面積は約242.9ヘクタール、施行期間は、清算期間5年を含み、平成12年度から平成41年度までとなっております。このため、換地処分は平成36年度末を予定しております。総事業費は554億円、事業進捗率は、今年度末の事業費ベースで63%という見込みとなっております。

これまでの経緯でございますが、本事業は平成11年に都市計画決定され、平成13年に事業計画が認可されて以降、これまで5回の事業計画変更を行っており、今回が6回目の変

更となります。

次に、事業計画変更の内容でございます。

一つ目として土地利用計画の見直し、二つ目として資金計画の見直し、大きくこの二つとなります。

一つ目の土地利用計画の見直しについて、ご説明いたします。

こちらの図面は当該地区の全体図で、変更案を示したものです。今回の変更内容は6点でございます。

1点目として、水路暗渠化、つまり水路の地中化により造成計画を見直し、これにより街区形状等を変更するもの。

2点目として、道路附帯地を誘致施設用地へと変更するもの。

3点目として、分離していた小中学校用地をまとめ、一つの連担する用地として変更するもの。

4点目として、不足していた既存鉄塔用地を必要用地分確保するため変更するもの。

5点目としまして、地区外の道路と合わせまして、道路幅員を4メートル確保するために変更するもの。

最後6点目としまして、地区外道路へ適正にすりつけができるよう変更するもの。

以上の6点となっております。

続きまして、二つ目の変更内容、資金計画の見直しについてでございます。

見直しの主たる要因としましては、事業費の精査による支出の減によるものです。これにより、総事業費は554億円から515億円に見直すことといたします。

次に、付議案についてご説明いたします。

付議いたします事業計画に関する意見は二つございます。

なお、事業計画に関しない意見は、その他の意見として最後にまとめて報告させていただきます。

まず、付議案の一つ目についてです。これは設計方針に関するもので、意見書の要旨としましては、事業計画の設計方針において、良好な平地林等を保全、活用する民有緑地街区を計画するとあるが、良好な樹林地である斜面緑地の樹木を全て伐採している。この良好な樹林に配慮しない状況は計画理念の否定である。計画理念を尊重した樹林地を提案すべきであるというものでございます。

続いて、二つ目については土地利用計画に関するものでございまして、意見書の要旨としては、今回の土地利用及び街区形状の変更により、騒音緩衝帯の公園が移動し、宅地とTXが接することになる。騒音が懸念されるが、宅地一体型の民有緑地の性格から、静かな住環境レベルになるように配置すべきであるというものでございます。

ここで、付議案の中で出てまいりました民有緑地街区の説明をさせていただきます。

民有緑地保全型は、良好な樹林地の保全や活用のため、市と地権者とで都市緑地法に基づく市民緑地契約を取り交わし、市が樹林地の保全管理をしながら地域住民の身近な自然との触れ合いの場として一般開放するものでございます。

民有緑地の宅地一体型、こちらについては、宅地と樹林地を一体的に利用した住宅地の形成を図るもので、宅地面積の50%以上、こちらを樹林地として保全する必要があるものとなっております。

それでは、意見書と変更箇所的位置関係についてご説明いたします。

こちらは地区の全体図でございますが、青色の破線で囲った箇所が今回の事業計画の変更箇所となります。地区の中央部の赤色破線で囲った箇所が意見書の対象箇所でございます。

次に、意見書の該当箇所の変更内容をご説明いたします。

この変更は、水路の暗渠化、つまり水路の地中化による造成計画の見直しに伴い、土地を有効利用するため、区画道路や街区形状を見直す変更です。

左側が変更前、右側が変更案となっております。つくばエクスプレスの西側にある当該エリアにおいて、中央を横断するオープン水路、これは開水路のことでございます。オープン水路について、管理者であるつくば市と協議をした結果、低い位置にある水路については暗渠化可能との判断が示されていることから、造成をフラットにすることとあわせ、周辺の道路のネットワークの見直しを行い、区画道路、街区形状を変更するものでございます。

こちらは、当該エリアの水路付近の断面をイメージ化したものになっております。上が変更前、下が変更案となっております。

緑色の破線は、もともと地盤のラインで、変更前は地区を横断する水路に関して、現況地形を生かしたオープン水路として計画しておりました。このため、水路と接する宅地や区画道路とは六、七メートル程度の高低差が生じておりました。

変更案では、水路の暗渠化が可能となったため、水路を道路の下に配置しまして、造成をおおむねフラットなものに見直したものであります。

それでは、意見書の要旨に対する施行者の見解を説明させていただきます。

まず、一つ目のご意見は、このエリアの赤色の破線で囲っている薄緑色の民有緑地、保全型となりますが、こちらと、同じく赤色破線で囲っている黄色の民有緑地宅地一体型については、事業計画の設計方針において良好な平地林等を保全、活用する街区として計画することとしているが、この緑色の着色をした箇所にある斜面緑地の現況樹木を残さず伐採したことが、事業計画の設計方針にある緑地の保全、活用という計画理念を否定しており、計画理念を尊重した提案をすべきであるというものでございました。

こちらは当該エリアの航空写真で、左側が平成28年度に撮影した工事着手前のもの、右側が平成30年度、直近に撮影した伐採工事を行った後のものとなっております。

区画道路、街区形状の線は、変更前の現計画のものを重ねております。意見書にありません斜面緑地は赤色の破線で囲った箇所となります。こちらが斜面緑地の一部を撮影した写真となります。樹種としては、自生した杉などとなっております。

このとおり、ご意見は、良好な樹林地である斜面緑地の樹木を全て伐採しており、この良好な樹林に配慮しない状況は計画理念の否定であり、計画理念を尊重した樹林地を提案すべきとのことでしたが、これに対する施行者の見解としましては、TX西側の当該エリアは、民有緑地保全型と民有緑地宅地一体型を配置し、緑地の保全を図る計画としており、指摘の斜面緑地は、民有緑地宅地一体型の一部として当該エリアの中央を東西に横断する水路の南側に位置しております。

斜面の下にある水路は、地区外から生活雑排水が流入する公共下水道であり、水路管理者の意向を聞きながら、水路機能の確保、街区形状の整形化や道路ネットワークの改善な

どを総合的に勘案し、水路を暗渠化し、斜面緑地は平地化した民有緑地宅地一体型として確保いたしますということでございます。

なお、当該エリアの民有緑地については、先ほどお示しした航空写真のとおり、現況樹木がない状況のため、関係権利者の皆様には施行者で平地化した後、植樹を行い、緑の復元をしてから土地をお返しすることとしております。

続いて、二つ目の意見の要旨です。こちらも図によりご説明いたします。

緑色の破線で囲った公園の形状変更に伴い、赤色の破線で囲った民有緑地宅地一体型の宅地がTXに接することになります。この土地利用及び街区形状の変更により、騒音緩衝帯の公園が移動し、宅地とTXが接することになる。騒音が懸念されるが、宅地一体型の民有緑地の性格から、静かな住環境レベルになるよう配置すべきであるということでございました。

この意見に対する施行者の見解としましては、当該公園は、騒音緩衝帯として配置したのではなく、高圧線の下という条件や、なだらかな斜面である現況地形を生かした街区公園として配置しており、今回の変更により、当該エリアの道路ネットワークなどを考慮した街区及び区画道路の計画変更にあわせて、公園の位置や形状を見直したものでありますということでございます。

最後に、事業計画に関しないその他の意見についてご報告させていただきます。

こちらは、最初にご説明させていただきました本審議会へ付議する理由でございますが、土地区画整理法第55条第2項の規定の2点目にあります意見書がその事業計画変更に関するものであることという部分に該当しないため、報告として概要のみ説明させていただきます。

一つ目は、今回の変更内容である水路の暗渠化工事が変更認可前に進められている。適切な手続にのっとり実施すべきであるというものでございます。

二つ目は、今回の変更により宅地とTXが接することになる。当該地に防音壁等の騒音対策を要望する。また、当該変更エリアのTXを挟んだ反対側には緑地や公園があるため、同様の対策が必要であるというものでございます。

三つ目は、埋立地になる宅地は液状化が懸念されるため、液状化対策の説明を要望するということでございます。

なお、事業計画に関すること以外のその他の意見につきましては、付議案件の対象にはなりませんので、意見者に対しましては、施行者に対する要望として丁寧にご説明してまいりたいと考えております。

以上で、諮問第7号の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

それでは、皆様からのご意見を賜りたいと存じますが、お気づきの点ございますでしょうか。

○B委員

斜面緑地をフラットにすることで、宅地化するための有効な形にするということであると思うんですが、その斜面緑地でなくなる面積と民有緑地の中で緑を配置する緑地保全の

部分の面積というのは、ほとんど同等ということで捉えてよろしいのでしょうか、確認の意味で。

○事務局

ただいまご質問いただきました民有緑地は2種類ございまして、宅地一体型と保全型、これを相殺しまして、ほぼ同じ面積程度となっております。

○B委員

わかりました。ありがとうございます。

それと、あと公園が緩衝帯ではないという、そもそもの計画として、公園があるから緩衝帯になっているよという計画ではないということだと思っておりますが、それがなくても、緩衝帯として何か計画されているというか、要は、そういうものがあるということで解釈してよろしいんですかね。その辺、もうちょっと説明をお願いします。

○事務局

ただいまのご質問、騒音緩衝帯ということでございしますが、区画整理事業、宅地の有効利用、良好な住宅地の供給ということで行っております、それとは別に、鉄道事業者、TX事業者のほうで環境アセスを行っております。

この箇所に限らず、地区全体として、TX沿線沿いにバッファー、バッファーというのは緩衝帯のことをいいます。緩衝帯として公園を配置する計画は、区画整理事業の中ではございせんということでご理解いただければと思います。

○B委員

わかりました。ありがとうございます。

○議長

ほかに何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、丁寧なご説明をしていただくということはもちろんですが、ご意見がないようでしたら、都市計画の諮問第7号につきましては、意見不採択ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

ありがとうございます。ご異議なしと認めて、都計諮問第7号につきましては意見不採択といたします。

以上で、本日付議されました案件につきましての審議は終了といたします。

都計諮問第6号につきましては原案のとおり可決、都計諮問第7号につきましては意見不採択とし、本日付をもって知事に答申いたします。ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の議事審議等を終了させていただきます。

平成30年度第3回茨城県都市計画審議会 委員出席状況

組 織	職 名	氏 名	出 欠
学識経験のある者	弁護士	望 月 直 美	欠 席
	筑波大学教授	谷 口 守	出 席
	茨城大学大学院教授	山 田 稔	欠 席
	一級建築士	中 崎 妙 子	出 席
	茨城県農業会議会長	葉 梨 衛	出 席
	茨城県商工会議所連合会副会長	中 川 喜久治	出 席
	茨城県バス協会会長	松 上 英一郎	出 席
市町村長を代表する者	土浦市長	中 川 清	欠 席
	五霞町長	染 谷 森 雄	欠 席
県議会の議員	茨城県議会議員	西 條 昌 良	欠 席
	茨城県議会議員	川 津 隆	出 席
	茨城県議会議員	細 谷 典 幸	欠 席
	茨城県議会議員	飯 塚 秋 男	欠 席
	茨城県議会議員	石 井 邦 一	出 席
市町村の議会の議長を代表する者	水戸市議会議長	田 口 米 蔵	欠 席
	大洗町議会議長	今 村 和 章	出 席
関係行政機関の職員	関東財務局水戸財務事務所長	小 野 和 弘	代理 管財課長 關根 伸次
	関東農政局長	浅 川 京 子	代理 農村計画課 課長補佐 後藤 勝治
	関東経済産業局総務企画部長	佐 竹 佳 典	代理 企画調整課 課長補佐 富士森 みつ
	関東運輸局長	掛 江 浩 一 郎	代理 茨城運輸支局 首席運輸 企画専門官 上野 雅男
	関東地方整備局長	石 原 康 弘	代理 常陸河川国道事務所副所長 飯田 寛之
	茨城県教育委員会教育長	柴 原 宏 一	代理 文化課長 入野 浩美
	茨城県警察本部長	種 部 滋 康	代理 交通規制課長 小森 正彦

出席 15 名	} 23 名
欠席 8 名	

平成30年度第3回茨城県都市計画審議会付議案件一覧表

諮問 番号	題 名	決定 機関	計 画 内 容
6	日立都市計画 区域区分の変更	茨城県	市街化区域への編入 約28.9ha 常陸太田市東部地区 (常陸太田市)
7	研究学園都市計画事業 島名・福 田坪一体型特定土地区画整理事 業の事業計画の変更に係る意見 書について (土地区画整理法第55条第3 項, 第13項)	—	—
	計 2 件		